

## 平成20年度決算に基づく健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定した健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）を公表します。

本市は、平成22年3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町の3町で合併し、新設されたため、旧3町の平成20年度決算に基づき、合併後の健全化判断比率を再算定しました。

算定された健全化判断比率は次のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

### ● 健全化判断比率

指 標	本市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.79%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.79%	40.00%
実 質 公 債 費 比 率	6.9%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	—	350.0%	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、将来負担比率が算定されないため、「—」と表示しています。

### ● 健全化判断比率の概要

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

#### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【一般会計等の実質赤字額】一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

【実質赤字の額】繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

#### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【連結実質赤字額】①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

#### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【準元利償還金】①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

将来負担比率

公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【将来負担額】①から⑧までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもののうち、一般会計等の実質的な負担見込額）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【充当可能基金額】①から⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

## ● 早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

### ◆ 本市の早期健全化基準・財政再生基準

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.79%	17.79%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準には、3年間の経過的な基準が設けられています。  
（平成20・21年度決算に基づく基準 40% → 平成22年度決算に基づく基準 35%）

### 財政の早期健全化

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

財政健全化団体は、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、県知事に報告しなければなりません。

県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められる場合は、必要な勧告をすることができるものとされています。

### 財政の再生

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。また、当該計画について、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生団体は、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣に報告しなければなりません。

総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政の再生が困難であると認められる場合は、予算の変更等必要な措置を勧告することができるものとされています。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととされています。

## ● 用語説明

### 【 健全化判断比率 】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

### 【 実質赤字比率 】

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

### 【 一般会計等 】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

### 【 実質赤字額 】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

### 【 標準財政規模 】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により、平成21年度までの特例として、臨

時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれています。

#### 【 連結実質赤字比率 】

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

#### 【 公営企業（法適用企業・法非適用企業） 】

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

#### 【 実質公債費比率 】

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する比率です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

#### 【 将来負担比率 】

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

#### 【 早期健全化基準 】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

#### 【 財政再生基準 】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。